

○令和5年度におけるウクライナからの学生等の支援に関する特別措置について

〔 令和5年3月23日
学長決定 〕

令和5年度におけるウクライナからの学生等の支援に関する特別措置について

(目的)

- 1 この決定は、ウクライナにおける現下の危機的な状況を踏まえ、学修又は研究の継続を希望するウクライナの学生等を支援するため、令和5年度における外国人留学生の身分その他学生の修学上必要な事項を定める法人規則等（第17項において「関係法人規則等」という。）の特別措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特別聴講学生の受入れに関する特別措置)

- 2 ウクライナの大学（短期大学を含む。以下この項において同じ。）又は大学院の学生であって当該大学又は大学院で学修を継続できなくなったものが筑波大学（以下「本学」という。）又は本学の大学院（以下「本大学院」という。）の授業科目を履修することを志願した場合は、所属する大学との協議を経ることなく、臨時に特別聴講学生として受け入れができるものとする。
- 3 ウクライナの学校教育における16年の課程を修了した者、ウクライナの学校において修業年限が3年以上である課程を修了することにより学士の学位に相当する学位を授与された者又は本大学院においてこれと同等以上の学力があると認められた者であってウクライナにおいて学修を継続することができなくなったものが本大学院の授業科目の履修を希望する場合は、臨時に前項の特別聴講学生として受け入れができるものとする。
- 4 第2項の特別聴講学生の選考は、学群又は学術院において書類審査及びオンライン面接（映像及び音声の送受信により面接官及び受験者が相互に状態を認識しながら通話をすることができるウェブ会議システム等を利用する方法により実施する面接をいう。以下同じ。）により行うものとする。ただし、オンライン面接の実施が困難な場合は、これに代替する手段において面接を行うものとし、学群長又は学術院長が適当と認める場合は、オンライン面接を省略することができる。
- 5 第2項の特別聴講学生に係る授業料は、その全額を免除する。
- 6 第2項の特別聴講学生の受入期間は、令和5年度内とする。ただし、受入れの始期は、各月の初めとする。

(研究生の入学に関する特別措置)

- 7 ウクライナの大学院に所属する学生であって当該大学院で研究を継続できなくなったもの又はウクライナの学校教育における16年の課程を修了した者、ウクライナの学校において修業年限が3年以上である課程を修了することにより学士の学位に相当する学位を授与された者若しくは本大学院においてこれと同等以上の学力があると認められた者であってウクライナにお

いて学修を継続することができなくなったものが本大学院において特定の専門事項について研究することを志願した場合は、臨時に研究生として入学を許可することができるものとする。

- 8 前項の研究生の選考は、学術院において書類審査及びオンライン面接により行うものとする。ただし、オンライン面接の実施が困難な場合は、これに代替する手段において面接を行うものとし、学術院長が適当と認める場合は、オンライン面接を省略することができる。
- 9 第7項の研究生の出願及び入学手続に係る書類のうち提出が困難と認められるものは、その提出を免除することができる。
- 10 第7項の研究生に係る検定料、入学料及び授業料は、その全額を免除する。

- 11 第7項の研究生の研究期間は、令和5年度内とする。ただし、入学日は、各月の初めとする。

(令和4年度からの継続者に係る選考)

- 12 第4項本文及び第8項本文の規定にかかわらず、令和4年度におけるウクライナからの学生等の支援に関する特別措置について（令和4年5月26日学長決定）に基づき、令和4年度に特別聴講学生又は研究生の身分を有する者が、令和5年度における当該身分の継続を志願した場合の選考は、学群又は学術院において書類審査により行うものとする。

(在学生等の経済支援に関する特別措置)

- 13 本学又は本大学院に在籍するウクライナ国籍の外国人留学生（第2項の特別聴講学生及び第7項の研究生を除く。次項において同じ。）に係る授業料は、その全額を免除することができるものとする。

- 14 ウクライナ国籍の外国人留学生のうち本学又は本大学院を卒業又は修了後に帰国することが困難となりやむを得ず引き続き本邦に在留する者であって本大学院の研究生としての入学を志願するもの又はこれを許可されたものに係る検定料及び入学料は、その全額を免除することができるものとする。

(学生居住施設の寄宿料免除に関する特別措置)

- 15 第2項の特別聴講学生及び第7項の研究生が学生居住施設に居住する場合は、当該学生に係る寄宿料の全額を免除する。

- 16 第13項の外国人留学生が学生居住施設に居住する場合は、当該学生に係る寄宿料の全額を免除することができるものとする。

(その他)

- 17 この決定及び関係法人規則等のいずれにもより難い事態が生じた場合は、教育を担当する副学長と学生を担当する副学長が協議の上、別段の取扱いをすることができる。

附 記

(施行期日)

- 1 この決定は、令和5年3月23日から実施し、令和4年12月22日から適用する。
(令和4年度におけるウクライナからの学生等の支援に関する特別措置についての廃止)
- 2 令和4年度におけるウクライナからの学生等の支援に関する特別措置について（令和4年5月26日学長決定）は、令和5年3月31日をもって廃止する。